

# 雑紙のリサイクルにご協力ください

## 1 「雑紙（ざつがみ）」はリサイクルできます。

現在、各家庭から熊野市に出される「燃やせるごみ」の中には、リサイクルできる「雑紙」がたくさん入っています。これらの「雑紙」も新聞やダンボールなどと同じ「紙類」の日に出していただくとリサイクルできる資源となります。

## 2 「雑紙（ざつがみ）」とはどのようなものですか？

「雑紙」とは、新聞紙や雑誌・チラシ等、ダンボール、紙パック、牛乳パック以外の家庭から出るほとんどの紙類のことで、大きさや厚さに関係なくリサイクルできる紙のことをいいます。

### 【雑紙の例】

- ・お菓子の箱 ・ティッシュの箱 ・包装紙 ・封筒 ・メモ用紙
- ・コピー用紙 ・トイレトペーパーやラップの芯 ・割り箸の袋
- ・シュレッダー紙など



### 【ご注意ください！】

次のものはリサイクルできません。「燃やせるごみ」で出してください。

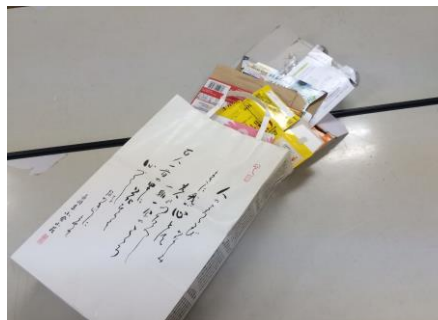
- ・食品や汚れのついた紙 ・写真 ・油紙 ・カーボン紙 ・圧着はがき
- ・感熱紙（ファックス用紙やレシート等） ・金属（アルミ）加工紙
- ・ビニール加工された紙 ・絵具やクレヨンのついた紙 など

※判断が難しいものは「燃やせるごみ」で出してください。

### 3 「雑紙」はどのように出せばよいの？

大きなものは、折りたんでひもで縛って出してください。雑誌やチラシの間にはさんで出すこともできます。

小さなものは、紙袋や指定袋に入れて出してください。



#### 【ご注意ください！】

ティッシュの箱や窓あき封筒などのビニールがついているものや、金属やプラスチック、テープなどの異物がついているものは、取り除いて出してください。

(小さなホッチキスの針は取り除かなくても大丈夫です。)



### 4 紙類は雨の日でも収集します。

雨が降っている場合は、雨に濡れないようにビニール袋に入れて口をしっかりと結んで出してください。

市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

【問合せ】

熊野市環境対策課

☎0597-89-2804